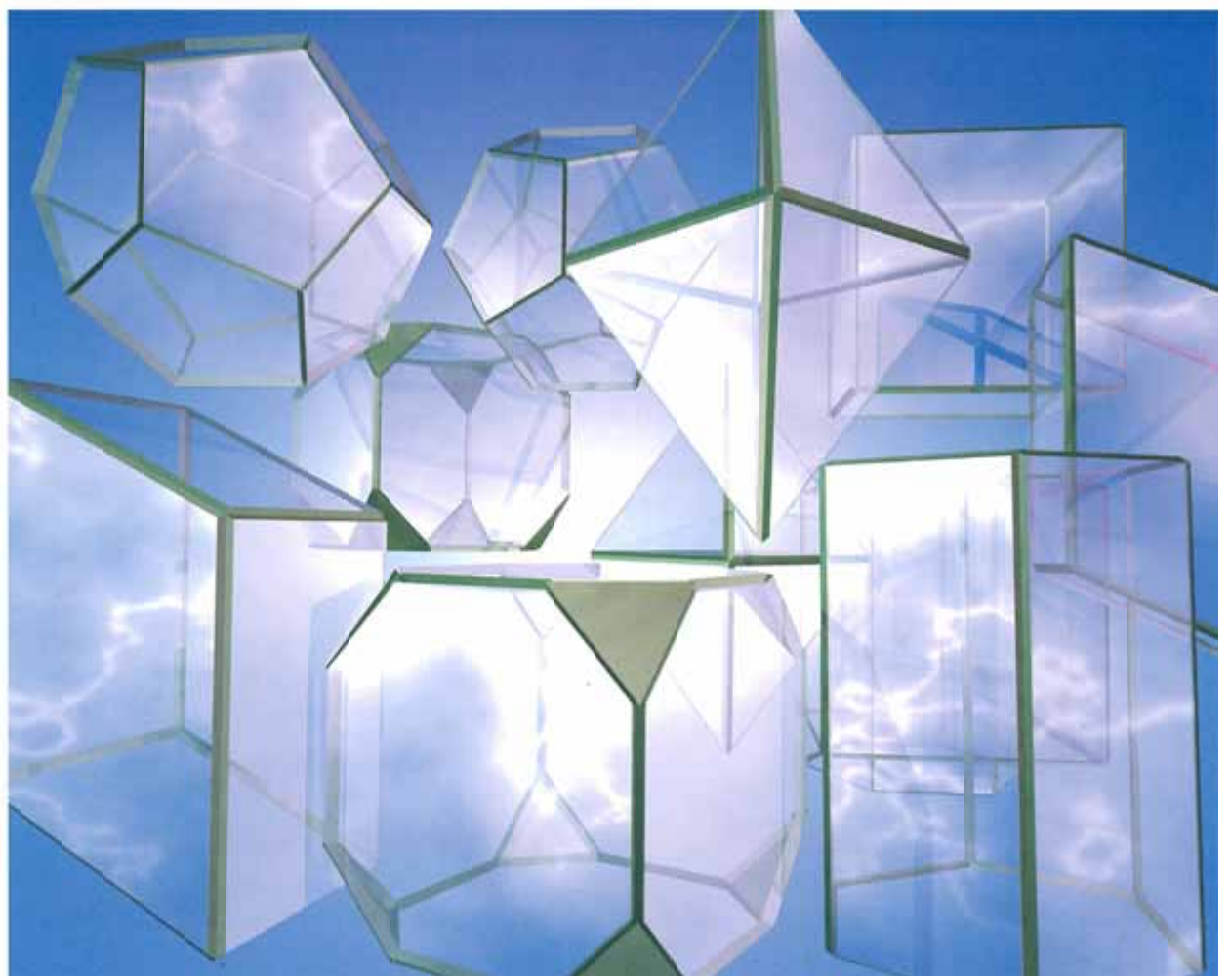


医療安全チェックシート

札幌歯科医師会 医療管理対策委員会



医療安全チェックシート

I 医療従事者

人数の確認

歯科医師
歯科衛生士
歯科技工士
事務
その他

☐ 名
☐ 名
☐ 名
☐ 名
☐ 名

II 帳簿・記録

① 診療録 / 必要な事項を記載する

患者の住所・氏名・性別・年齢
病状及び主要症状
治療方法
治療の年月日

☐
☐
☐
☐

② 処方箋 / 必要な事項を記載する

未使用 →

☐

使用している場合は記載事項の確認

患者の氏名・年齢
薬品名
分量
用法
用量
処方医師名

☐
☐
☐
☐
☐
☐

③ 院内掲示 / 必要な事項を掲示すること

管理者の氏名
従事する歯科医師名
診療日及び診療時間

☐
☐
☐

III 放射線管理

① 従事者の被爆防止の措置

放射線従事者の被爆線量測定を実施すること
(放射線従事者とは、スイッチを押す者)

☐

測定方法 (フィルムバッチ・電子ポケット線量計等)

② 漏洩線量の測定及び記録の保管 (結果は5年間保存)

☐

6ヶ月を超えない範囲で測定すること

前回測定日

年 月 日

次回測定予定

年 月 日

③ エックス線診療室である旨の表示

☐

④ 管理区域である旨の標識

☐

⑤ 使用中の標識

☐

⑥ 患者に対する注意事項の表示

☐

法令による 規制値	人が常時立ち入る場所	1mSv/週
	管理区域境界	1.3mSv/3月
	事業所内居住区域	250 μ mSv/3月
	事業所境界	250 μ mSv/3月

Ⅳ 管理

- ① 医療法の手続き
室用途を変更した時は変更届を提出すること ☐
(変更許可を得ること)
診療時間を変更した時は届け出ること (個人開業の場合) ☐
診療に従事する医師・歯科医師に変更が生じた場合は
届け出ること (個人開業の場合) ☐
- ② 医薬品の取り扱い
医薬品の適正管理をする
遮光保存 ☐
冷暗所保存 ☐
劇薬 (麻酔用注射薬・内服薬等様々な薬剤) を他の物と区分する ☐
毒薬の管理 (アルゼン・ネオアルゼン・技工室用金属処理剤等)
使用していない ☐ →
他のものとの区分 ☐
施錠 ☐
専用の保管庫 ☐
保管庫の固定 ☐
- ③ 医療用器具の清潔保持・管理
医療用具等を清潔な状態で管理する ☐
- ④ 健康管理 (健康診断個人票に記録して、5年間保存) ☐
・ 歯科医師を含め全員の健康管理を行う ☐
常時雇用する労働者の要件に合致する パートタイマーも含みます。
a. 既往歴及び業務歴の診査、
自覚症状及び他覚症状の有無の検査、血圧測定
(省略不可)
b. 身長、体重、視力および聴力の検査
(20歳以上の者は、身長の検査は省略可)
c. 胸部エックス線検査および喀痰検査
(エックス線検査により病変の発見されない者、
結核病変のおそれがない者は省略可)
d. 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、
血糖検査および心電図検査 (35歳を除く40歳未満の者は、省略可)
e. 尿検査 (血糖検査を実施した者は尿糖省略可)
・ 放射線従事者 (歯科医師) の健康診断を行うこと ☐
(6ヵ月毎に一回実施、
電離放射線健康診断個人票に記録し30年間保存)
※被爆線量から判別する場合
健康診断日前一年間の実行線量<5mSvかつ健康診断日後
一年間の推定実行線量<5mSvの場合は問診のみで
健康診断実施と見なす。
※被爆線量から判別しない場合
問診の結果医師が必要でないと認める場合には、全部又は一部省略可
- ⑤ 広告 ☐
法定事項以外広告しないこと
- ⑥ 医療従事者の監督 ☐
無資格者に医行為をさせない ☐
助手に診療補助行為をさせない ☐
助手に印象採得や石膏注入をさせないこと等 ☐

V 防火・防災

- ① 消防用施設・設備の整備・点検
消火器・火災報知器等の点検を行う 前回測定日
- ② 防災・危害防止対策
診療用電気・熱・光線・蒸気・ガスに関する構造設備について、
危害防止上必要な措置をとる ☐
(専用のコンセント・アース・患者への注意事項)

VI 感染性廃棄物

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者 責任者氏名
- ② 帳簿の整備
マニフェストの整備 ☐
- ③ 収容容器
感染性廃棄物を収納した容器に ☐
感染性である旨表示する ☐
保管場所を区分している ☐

感染性廃棄物を収納した容器が ☐
損傷しにくく密閉できる ☐
感染性廃棄物を他の廃棄物と分別して ☐
収集、運搬、保管する

VII 院内感染予防対策

- 《院内感染予防対策マニュアル参照》
滅菌済み器具を、汚染されないように保管する ☐

感染性廃棄物は移しかえず廃棄容器に直接投棄する ☐

使用済み注射針は、感染防止の観点からリキャップしない ☐

VIII 医療事故防止対策

- 応急処置を行う準備がある ☐

緊急時の応援先の把握 ☐

医療安全チェックシートの解説 (平成19年版)

札幌歯科医師会医療管理対策委員会

I 医療従事者

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、事務、その他の人数を確認する。

歯科医師の数、担当診療科目、診療日、診療時間等の変更等につき届出が必要です。

II 帳簿・記録

① 診療録の整備

② 処方箋の整備

③ 管理者氏名等の院内掲示をする。

(医療法第14条の2、施行規則第9条の3、施行規則第9条の4)

管理者の氏名、従事する歯科医師名、診療日及び診療時間について

院内掲示する。

III 放射線管理

① 放射線従事者等の被爆防止措置 (規則第30条の18)

被爆する線量が所定の実効線量限度及び等価線量限度を超えないような措置を講じること。(フィルムバッチ、電子式ポケット線量計、TLD、ガラス線量計、OSL線量計等で、被爆線量測定を行うことが望ましい)

※ 放射線従事者等の定義・・・「装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者」であること。(医師・歯科医師・診療放射線技師・看護師・准看護師・歯科衛生士・臨床検査技師・臨床工学技士・薬剤師等をいう。なお、営繕職員・事務職員・上記以外の看護師は含まれない)

レントゲンのスイッチを押すことができるのは、医師、歯科医師、診療放射線技師のみです。

② 管理区域境界等に係る漏洩線量の測定及び記録 (規則第30条の22)

エックス線診療室、管理区域の境界等について、6ヶ月を超えない期間毎に1回線量を測定し、その結果について5年間保存しなければならない。

(装置の一週間あたりの延べ使用期間を確認する必要があることから、撮影件数がわかる撮影記録帳を作成しておくことが望ましい)

③ エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。(規則第30条の4)

レントゲン室 等の表示をする。

④ 管理区域である旨を示す標識を付すること。(規則第30条の16)

⑤ エックス線装置を使用しているとき、出入口に「使用中」である旨を表示すること。

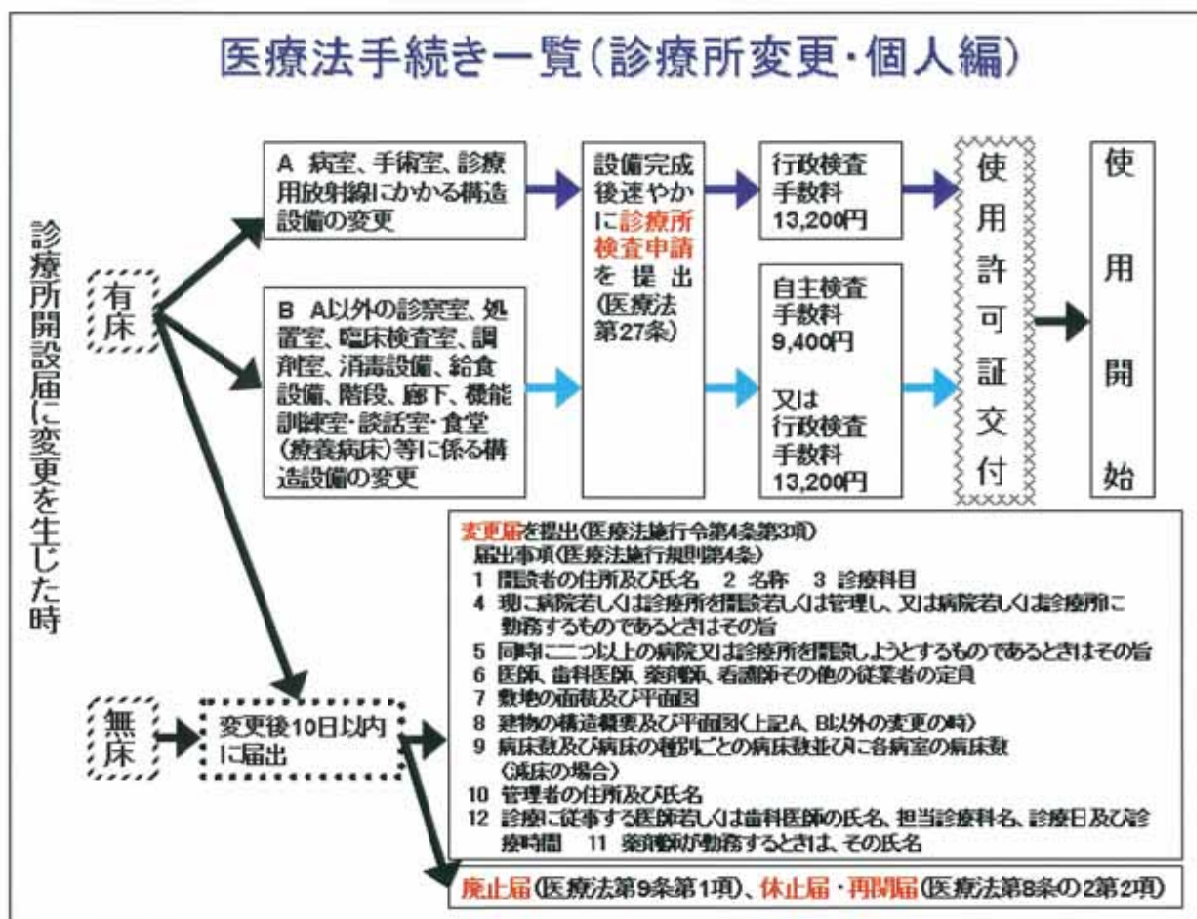
(規則第30条の20)

⑥ 患者に対する注意事項の掲示 (規則第30条の13)

VI 管理

① 医療法の手続きを、適正に行う。

室用途の変更、診療時間（休診日）変更、歯科医師の移動（常勤／非常勤の変更も含む）の際には診療所（助産所）開設変更届を提出する。



（札幌市保健所のHPより）

・エックス線装置等の届出関係（医療法施行規則第24条～第29条）

下記要件に該当する場合は保健所への届出が必要となります。

備付届・・・診療所が初めて装置等を備える場合

（新規開設時、移転新規開設時、既設で初めて備える場合など）

変更届・・・ア 装置等を①増設・追加 ②更新 ③移設 ④減量廃棄・中止などをする場合

イ 放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置概要に変更がある場合

廃止届・・・診療所が装置等を全て廃棄する場合

（診療所の廃業、移転による廃止、開設者の変更による廃止等）

- ② 医薬品の適正管理をする（医療法第15条第1項・第20条、薬事法第48条）
- 毒薬、劇薬の取り扱いについて、特にアルゼン等を他の医薬品と区分すること。
- 薬剤によっては、冷所保存等を適正に行う。
- 毒薬について薬事法第48条により、「他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない」また「毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には鍵を施さなければならない」とあります。
- また、冷蔵庫に食品等と混在して入っていないか、有効期限・使用期限は過ぎていないか等を確認する。



（札幌市保健所のマニュアルより）

歯科における毒薬・毒物の例

失活剤（アルゼンブラック等）、アマルガム用水銀、
技工室用金属処理剤（ユニクリーン等）

歯科における劇薬・劇物の例

注射用麻酔薬（キシロカイン等）、表面麻酔薬、ガッタバーチャ溶解材（クロロフォルム）、
根管清掃拡大材（モルフォニン）、フッ化物《フッ素濃度1%超》（サホライド等）、
失活材（ペリオドン、ネオパラホルムパスタ等）、口腔粘膜治療剤（ヨードチンキ等）、
生切用薬剤（カルピタール等）、根管貼薬剤（FC、FG等）、抗生物質（TCコーン等）
消毒薬（ステリハイド等）、消炎鎮痛剤（ボルタレン、ロキソニン等）、
静脈用鎮静剤（ソセゴン等）、
救急薬品（ボスミン、硫酸アトロピン、ニトログリセリン等）、
その他（過ホウ酸ナトリウム、30%過酸化水素水等、工業用アルコール）

- ③ 医療器具の清潔保持・管理（医療法第20条）

医療器具を清潔な状態で管理する。器具の滅菌体制の確認をする。

④ 健康管理

- (1) 従業員全員の健康管理を行う。(医療法第 15 条第 1 項、労働安全衛生規則第 43 条・第 44 条)

労働安全衛生規則では、事業者は常時使用する労働者に対し、年に 1 回健康診断を行い、健診結果を労働者本人に通知するとともに「健康診断個人票」に記録し 5 年間保存しなくてはなりません。

これには、“常時使用する労働者の要件”に合致するパートタイマーも含まれます。

常時使用する労働者の要件

- ・雇用期間の定めがない人。又は、雇用期間の定めがある場合で 1 年以上引き続き雇用されているか、雇用される見込みがある人。
- ・1 週間の労働時間が、その人と同種の業務に従事する通常の労働者の労働時間と比べて、3/4 以上である人。

- ・尚、1 週間の労働時間が 3/4 未満であっても、おおむね 1/2 以上である人に対しては、健康診断を受けさせることが望ましいとされています。

健診項目

1. 既往歴及び業務歴の検査
 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 3. 身長(20 歳以上は省略可)、体重、視力及び聴力の検査
 4. 胸部 X 線検査及び喀痰検査(喀痰検査は胸部 X 線検査で所見のない場合省略可)
 5. 血圧測定
 6. 貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン)
 7. 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
 8. 血中脂質検査(血清総コレステロール、HDL コレステロール)
 9. 血糖検査
 10. 心電図
 11. 尿検査(尿糖、尿蛋白の有無)(血糖検査を受けた者は、尿糖省略可)
- ※ 6～10 は 40 歳未満(35 歳を除く)の場合、医師の判断で省略可。

- (2) 放射線診療従事者の定期健康診断(電離放射線障害防止規則第 56 条・第 57 条)

電離放射線障害防止規則により、放射線従事者は 6 月以内毎に 1 回健康診断を実施し、結果については電離放射線健康診断個人票に記録し、30 年間保存しなくてはなりません。

- (i) 被曝線量から判別する場合

健康診断日前 1 年間の実効線量 < 5mSV かつ健康診断後 1 年間の推定実効線量 5mSV の場合は、問診の結果、医師が必要と認める場合には血液・皮膚の検査を実施する。

- (ii) 被曝線量から判別しない場合

問診の結果、医師が必要でないと認める場合には、血液・皮膚の検査の全部又は一部省略可。

〈法令による規制値〉	人が常時立ち入る場所	1mSv/週
	管理区域境界	1.3mSv/3 月
	事業所内居住区域	250 μ mSv/3 月
	事業所境界	250 μ mSv/3 月

⑤ 法定事項以外広告しないこと（医療法第 69 条）

当会作成の広告のリーフレット参照（最新版は、現在内容確認中）

⑥ 医療従事者の監督（医療法第 15 条第 1 項）

歯科衛生士・歯科助手の業務範囲（下図参照）を再確認し、遵守する。

行為の区分	歯 科 衛 生 士	歯 科 助 手
患者の受付をする	○	○
診療申込の整理をする	○	○
診療録に氏名・住所などを記入する	○	○
診療録に処置内容などを歯科医師の口述によって記入する	○	△
患者の主訴をきく	△	×
患者を誘導して治療台にかけさせる	○	○
治療の器具や材料を整える	○	○
器具や材料の消毒・滅菌をする	○	△
ラバーダムを装着したり、撤去したりする	○	×
軟化象牙質を取り除く	×	×
窩洞形成をする	×	×
窩洞内に薬物を貼付する	○	×
仮封をし、又は除去する	○	×
裏装をする	△	×
アマルガム、セメントを練和する	○	○

行為の区分	歯 科 衛 生 士	歯 科 助 手
印象材を練和する	○	○
トレーに盛る	○	○
マトリクスを装着し、撤去する	○	×
窩洞内に充填物を填塞する	○	×
充填物の研磨をする	○	×
インレーの蠟型をとる	×	×
ワックスパターンを埋没する	○	△
インレー、冠を装着する	×	×
感染根管の治療をする	×	×
抜髄をする	×	×
根管充填をする	×	×
局所麻酔薬の歯肉注射をする	×	×
切開する	×	×
脱落期の乳歯を除去する	×	×
術後の洗浄をする	○ or ×	×
歯石除去をする（歯冠部のみ）	○	×
歯周疾患の時の除石	○ or ×	×

X線撮影のために装着を準備する	○	○
口腔内にフィルムを固定する(させる)	○	×
X線撮影をする	×	×
刷掃指導をする	○	△
弗化物を塗布する	○	×

スナップ印象をとる	△	×
補綴物調整のための印象をとる	△	×
矯正装置を撤去したり結紮したりする	△	×
シーラントの填塞をする	○	×

V 防火・防災（医療法第 20 条）

① 消防用施設・設備の点検

特定防火対象物の消防用設備は、6 ヶ月に 1 回の機器点検、年に 1 回の報告の義務があり、その点検と報告は“消防設備士又は消防設備点検資格者”が行わなくてはなりません。歯科医院のみは特定用途の第 6 項のイに該当し、また複合施設（住宅併用など）の場合は特定用途の第 16 項のイに該当しますが、それぞれの項や面積構造等により消防設備等（消火器、自動火災報知設備、誘導灯・誘導標識、排煙設備）の設置義務が異なります。詳しくは、消防署にお聞き下さい。

② 防災・危害防止対策

火花がでそうな電気設備のアースをしっかりとるなどの防災対策をとる。

VI 感染性廃棄物

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。管理責任者の資格は、歯科医師であれば可。それ以外は厚生労働大臣が認定した講習会の受講が必要です。

② マニフェストの整備（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3）

(1) 必要事項の記載、引き渡した控えの受け取り

6 枚複写のマニフェストに必要事項を記載し、収集運搬業者から A 票を受け取り保管する。

(2) 処分業者への引渡しを確認

収集運搬業者が処分業者に引き渡した確認として B2 票を受け取り A 票と確認する。

(3) 処分業者からの処分通知を受け取り、処分を確認し、保管する

処分業者から送られてきた D 票を、A 票と照合する。

A 票・B2 票・D 票は、5 年間の保存義務があります。

③ 収集容器は、種類別にわけることが望ましい。（感染性である旨の表示が必要）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 10）

- (1) 鋭利なもの：注射針、メス等の鋭利なものは、耐貫通性のある容器
- (2) 液状・泥状のもの：廃液等が漏洩しない密閉容器
- (3) 固形状のもの：丈夫なプラスチック袋を二重にして使用

感染性廃棄物の管理



(札幌市保健所のマニュアルより)

Ⅶ 院内感染予防対策

- ・ 当会作成の院内感染予防対策マニュアルを参照。
- ・ 保健所の院内感染予防対策チェックシートにおける重点項目は以下の通りです。
 - ① 手指の消毒
 - ② 手袋の使用
 - ③ マスクやフェイスシールドの使用
 - ④ 使用済みの器具による汚染

Ⅶ 医療事故防止対策

- ・ 応急処置を行う体制を整える。(救急セット、救急薬品等の整備、職員への指導)
 - ・ 緊急を要する時の応援要請医療機関を把握する。(職員にも徹底する)
- (日本歯科医師会 「医療事故を起こさないために」・救急医療委員会の「救急時対応マニュアル」等参照)

診療日時のご案内

医療機関名：

歯科医師名	診療日(曜日)	診療時間

管理者	昼休み	
	休診日	

エックス線検査を受けられる方へ

1. 指示があるまで入室しないでください。
2. 機械・器具には、お手を触れないでください。
3. 妊娠又はその疑いのある方は事前に歯科医師にご相談ください。
4. 付き添ってご入室されたい場合は、お申し出ください。
5. ご心配なことは、歯科医師にご相談ください。

院長

放射線管理区域



指示のあるまで、入室をお控え下さい。

院長

様式第5号(第51条関係)(2)(表面)

健康診断個人票

氏 名		生年月日		年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別		男 : 女		
検 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称						
業 務 歴						
既 往 歴						
自 覚 症 状						
他 覚 症 状						
身長 (cm)						
体重 (kg)						
B M I						
視 力	右	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()
聴 力	右 1000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	4000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	4000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
検 査 方 法		1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他
胸部エックス線検査	直接間接撮影	直接間接撮影	直接間接撮影	直接間接撮影	直接間接撮影	直接間接撮影
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.
喀 痰 検 査						
血 圧 (mm Hg)						
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 (万/mm ³)					
肝 機 能 検 査	GOT(IU/l)					
	GPT(IU/l)					
	γ-GTP(IU/l)					
血 中 脂 質 検 査	総コレステロール (mg/dl)					
	HDLコレステロール (mg/dl)					
	トリグリセリド (mg/dl)					
血糖検査 (mg/dl)						
尿 検 査	糖	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++
	たん 蛋 白	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++	－ ＋ ++ +++
心 電 図 検 査						

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

検 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した 医師の氏名 ㊦					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の 氏 名 ㊦					
歯科医師による健康 診 断					
歯科医師による健康診 断を実施した歯科医師 の 氏 名 ㊦					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科 医 師 の 氏 名 ㊦					
備 考					

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断(雇入時の健康診断を除く。)を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業
6. 電離放射線 7. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体 重 (kg)}}{\text{身 長 (m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66号第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

電離放射線健康診断個人票

氏 名		性 別	男・女	生 年 月 日	年 月 日	雇 入 年 月 日	年 月 日	
放 射 線 業 務 の 経 歴 (他 の 事 業 に お け る も の を 含 む)	期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	① 前回の健康診断ま での実効線量			
	業 務 名				mSv (mSv)			
② 被 ば く 歴 の 有 無								
③ 判 定 と 処 置								
健 康 診 断 年 月 日								
現 在 の 業 務 名								
前 回 の 健 康 診 断 後 に 受 け た 線 量	実効線量	外部被ばくによるもの (事故等によるものを除く。)	(mSv)					
		内部被ばくによるもの (事故等によるものを除く。)	(mSv)					
		④ 事 故 等 に よ る も の	(mSv)					
		計	(mSv)					
	等価線量	眼の水晶体	事故等によるものを除くもの	(mSv)				
			⑤ 事 故 等 に よ る も の	(mSv)				
			計	(mSv)				
	皮膚線量	皮膚	事故等によるものを除くもの	(mSv)				
			⑤ 事 故 等 に よ る も の	(mSv)				
			計	(mSv)				
血 液	白血球数	(個/mm ³)						
	リンパ球	(%)						
	単球	(%)						
	好中球	かん じょう かく 核 (%)						
	百分球	分 業 核 (%)						
	好酸球	(%)						
	好塩基球	(%)						
	赤血球数	(万個/mm ³)						
	血色素量	(g/dl)						
	ヘマトクリット値	(%)						
その他の検査								
全身	的 所 見							
自覚	的 訴 え							
参 考 事 項								
⑥ 医 師 の 診 断								
健康診断を実施した医師の氏名								
⑦ 医 師 の 意 見								
意見を述べた医師の氏名								

備 考

- ①の欄は、平成13年4月1日以降の合計を記入すること。
また、同欄の()内には平成13年3月31日以前の集積線量を記入すること。
- ②の欄は、被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項を記入すること。
- ③の欄は、本票記載の健康診断又は検査までの期間に採られた放射線に関する医学的処置及び就業上の措置について記入すること。
- ④の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事、(3)放射線物質の摂取、(4)傷創部の汚染及び(5)別表に掲げる限度の10分の1以下にすることが困難な身体汚染によって受けた実効線量又は推定量（受けた実効線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因）を記入すること。
- ⑤の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事および(5)別表に掲げる限度の10分の1以下にすることが困難な身体汚染によって受けた実効線量又は推定量（受けた実効線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因）を記入すること。
- ⑥の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- ⑦の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

医療安全チェックシート

平成19年4月

発行：社団法人札幌歯科医師会

編集：札幌歯科医師会医療管理対策委員会